パリ（経済協力開発機構）（国際連合教育科学文化機関）ブリュッセル（欧州連合）	13.9% 13.9% 17.4%	ユーロ ユーロ ユーロ	4,091 4,091 3,267	3,324 3,324 2,655	2,941 2,941 2,348	2,557 2,557 2,042	2,301 2,301 1,838	2,046 2,046 1,634

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　在ミクロネシア、在アゼルバイジャン、在アルメニア、在キルギス、在タジキスタン、在トルクメニスタン、在ベラルーシ、在モルドバ、在ガボン、在スーダン、在タンザニア、在ブルキナファソ、在ベナン、在モーリタニア及び在ルワンダの各日本国大使館並びに在コルカタ、在クリチバ、在サンパウロ、在マナウス、在リオデジャネイロ、在レオン、在ハンブルク、在ウラジオストク、在サンクトペテルブルク、在ハバロフスク及び在ユジノサハリンスクの各日本国総領事館に勤務する外務公務員であって、平成二十九年三月三十一日において現に居住する住宅に引き続き居住するものの住居手当の月額に係る限度額については、改正後の別表第二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

外務大臣　岸田　文雄
内閣総理大臣　安倍　晋三

農林水産省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百二十二号

農林水産省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

農林水産省組織令（平成十二年政令第二百五十三号）の一部を次のように改正する。

附則第四条の表平成二十九年三月三十一日の項を削り、同表平成三十三年三月三十一日の項の次に次のように加える。

平成三十四年三月三十一日	特殊土壌地帯（特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和二十七年法律第九十六号）第二条第一項の特殊土壌地帯をいう。）の災害の防除及び振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

農林水産大臣　山本　有二
内閣総理大臣　安倍　晋三

国土交通省組織令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百二十三号

国土交通省組織令等の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第四項及び第五項並びに国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第十二条及び第十四条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（国土交通省組織令の一部改正）

第一条　国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第七条中第二十六号を第二十七号とし、第十二号から第二十五号までを一号ずつ繰り下げ、第十一号の次に次の一号を加える。

十二　宅地の耐震化（地震時における地盤の滑動、崩落又は液状化による被害の防止を図るために行う宅地の改良をいう。第八十四条第六号において同じ。）の推進に関すること。

第五十一条第五号を削る。

第五十二条第一号中「確保」の下に「及び情報システムの効率性に関する評価」を加え、同条に次の一号を加える。

三　国立国会図書館支部国土交通省図書館に関すること。

第八十条第一号中「方策」の下に「（建設業者に係るものにあっては、専ら専門工事業者（主として土木一式工事又は建築一式工事を請け負う建設業者以外の建設業者をいう。）に係るものに限る。）」を加え、同条第二号中「下請契約」の下に「（発注者から直接建設工事を請け負った建設業者が注文者となるものを除く。）」を加える。

第八十四条中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六　宅地の耐震化の推進に関すること。

第百六十四条第一項中「次の二課」を「総務課」に改め、「総務課　航空戦略課」を削り、同条第二項中「五課」を「七課」に、「国際航空課　航空事業課　空港施設課　首都圏空港課　環境・地域振興課」を「航空事業課　空港計画課　空港技術課　空港業務課　首都圏空港課」に改め、同条第三項中「四課」を「三課」に改め、「空港安全・保安対策課」を削る。